

# 石川県公報

平成 24 年 10 月 19 日

第 1 2 5 3 7 号 (金曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜発行

## 目 次

告 示		大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経営支援課) 4	
青少年に有害な興行の指定 (少子化対策監室) 1		入札公告 (警察本部) 5	
青少年に有害な図書等の指定 (同) 2		<b>公安委員会</b>	
県道の区域の変更 (道路整備課) 2		石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正 7	
県道の供用の開始 (同) 3			
公 告			
入札公告 (情報政策課) 3			

## 告 示

### 石川県告示第459号

いしかわ子ども総合条例 (平成19年石川県条例第18号) 第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

平成24年10月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 有害興行

興行の種類	興 行 名	配 給 会 社 名
映 画	濡れて開く 制服を犯す	新 東 宝 映 画
"	痴漢車両 丸出し姉妹	オ ー ピ ー 映 画
"	発情バスガイド おしゃぶり巨乳	"
"	三十路義母 背徳のしたたり	"
"	ストリッパー	レジェンド・ピクチャーズ
"	メイド熟女 潮吹き失神	新 東 宝 映 画
"	未亡人の太もも 夜ごと悶えて	"
"	奴隸人妻 恥辱のあえぎ	オ ー ピ ー 映 画
"	成熟尼寺 夜這いレイプ	新 日 本 映 像
"	色欲おばさん むしゃぶる犬	"
"	ユニバーサル・ソルジャー 殺戮の黙示録 (原題) UNIVERSAL SOLDIER : DAY OF RECKONING	日 活
"	Z108地区~ゾンビ包囲網~ (原題) Z108棄城	彩 プ 口
"	悩殺セールス 癒しのエロ下着	オ ー ピ ー 映 画
"	隣の団地妻 真昼の密交	大 蔵 映 画
"	女囚701号 さそり外伝 第41雑居房	新 東 宝 映 画
"	ホストの極太 中がとろける	"
"	婚前OL 不埒に濡れて	オ ー ピ ー 映 画
"	スワップ狂い 新妻をいじくる	新 東 宝 映 画
"	家政婦は人妻 舐めまわす	"

#### 2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

## 3 指定年月日

平成24年10月19日

## 石川県告示第460号

いしかわ子ども総合条例(平成19年石川県条例第18号)第42条第1項の規定により、次の図書等を青少年に有害なものとして指定した。

平成24年10月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 有害図書等

図書等の種類	図 書 等 名 ( ナ ン バ ー )	発 行 所 名
月 刊 誌	シティヘブン北陸版 2012年9月号 (04333-09)	(株)ダブリュエスコーポレーション
"	シティヘブン北陸版 2012年10月号 (04333-10)	"
"	NaiNaiプレス北陸 2012年9月号 (06805-09)	電 王 堂 出 版 (株)
"	NaiNaiプレス北陸 2012年10月号 (06805-10)	"
"	Fu-D 2012年7月号 (86665-07)	(株)ザウスマガジン社
"	Fu-D 2012年9月号 (86665-09)	"
"	Fu-D 2012年10月号 (86665-10)	"
隔 月 刊 誌	DOM 2012年10月号 (86663-10)	"

## 付記

ナンバーとは、月刊誌及び単行本にあっては雑誌ナンバーをいう。

## 2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

## 3 指定年月日

平成24年10月19日

## 石川県告示第461号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成24年10月19日から同年11月2日まで縦覧に供する。

平成24年10月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域			関係図面の縦覧場所	
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m)		延長(m)
芝原石引町線	金沢市俵町イ141番7地先から 金沢市俵町ナ42番1地先まで	旧	7.65～16.50	328.5	県央土木総合事務所維持管理課
		新	9.65～23.25	328.5	
	金沢市折谷町ト1番1・2番甲合併15地先から 金沢市折谷町へ199番1地先まで	旧	3.80～13.20	70.0	"
		新	4.90～21.60	70.0	
	金沢市折谷町イ17番2地先から 金沢市折谷町イ2番丙地先まで	旧	4.70～5.55	58.0	"
		新	5.06～11.80	58.0	
	金沢市折谷町イ2番1地先から 金沢市折谷町口76番1地先まで	旧	4.45～5.30	34.0	"
		新	4.90～10.20	34.0	

石川県告示第462号

次のとおり県道の供用を開始したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。  
 なお、その関係図面は、平成24年10月19日から同年11月2日まで縦覧に供する。

平成24年10月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日	関係図面の縦覧場所
芝原石引町線	金沢市俵町イ141番7地先から 金沢市俵町ナ42番1地先まで	平成24年10月19日	県央土木総合事務所維持管理課
	金沢市折谷町ト1番1・2番甲合併15地先から 金沢市折谷町へ199番1地先まで	"	"
	金沢市折谷町イ17番2地先から 金沢市折谷町イ2番丙地先まで	"	"
	金沢市折谷町イ2番1地先から 金沢市折谷町口76番1地先まで	"	"

公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成24年10月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

- (1) 購入件名及び数量  
ウイルス対策ソフトのライセンス更新 一式
- (2) 調達件名の特質等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
平成24年11月30日
- (4) 納入場所  
別途指定する場所

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金

額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 10 年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等 (平成 9 年石川県告示第 581 号) に基づき、平成 24 年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) この公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

### 4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
〒920 - 8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地  
石川県企画振興部情報政策課ネットワーク管理担当  
電話番号 076 - 225 - 1322 F A X 番号 076 - 225 - 1328
- (2) 入札説明書の交付方法  
(1) の場所において交付
- (3) 入札説明書の交付期間  
平成 24 年 10 月 19 日 (金) から同月 31 日 (水) までの県の機関の休日を除く毎日午前 9 時から午後 5 時まで

### 5 入札の日時及び場所

平成 24 年 11 月 7 日 (水) 午前 11 時  
〒920 - 8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地  
石川県庁行政庁舎 5 階 511 会議室 (入札後、即時開札する。)

### 6 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札説明書、仕様書及び契約書案を熟覧の上、入札しなければならない。
- (2) 入札参加者は、金額を示した見積内訳書を持参しなければならない。提出を求めることがある。
- (3) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、5 に定める入札の日時及び場所に集合すること。

### 7 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金  
免除
- (2) 入札の無効  
この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。
- (3) 契約書作成の要否  
要
- (4) 落札者の決定方法  
石川県財務規則 (昭和 38 年石川県規則第 67 号) 第 119 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) 入札又は開札の取消し又は延期による損害  
天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合において、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。
- (6) その他  
詳細は、入札説明書による。

#### 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。) 第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べる事ができる。

平成24年10月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カーマホームセンター金沢田上店

金沢市田上第五土地区画整理事業施行区内57街区20番ほか45筆

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 319台

(変更後) 127台

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前8時から午後9時まで

(変更後) 午前6時30分から午後9時30分まで

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前6時30分から午後10時30分まで

(変更後) 午前6時15分から午後9時45分まで

3 変更する年月日

2(1)については平成25年6月13日

2(2)及び2(3)については平成24年10月18日

4 変更する理由

(1) 2(1)については、当該店舗の実績に基づき、必要駐車場を変更(減少)することとなったため

(2) 2(2)については、小売店業者の株式会社カーマが営業時間を変更することとなったため

(3) 2(3)については、営業時間変更に伴い、来客が駐車場を利用することができる時間帯を変更する必要性が生じたため

5 届出年月日

平成24年10月12日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課

7 届出等の縦覧期間

平成24年10月19日から平成25年2月19日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先

平成25年2月19日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成24年10月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

石川県警察犯罪情報照会システム改修業務委託

(2) 業務内容

仕様書による。

(3) 委託期間

契約締結の日から平成25年1月31日まで

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この委託業務の入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)及び平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成11年石川県告示第653号)に基づき、平成24年度競争入札参加資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの委託業務に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 国又は地方公共団体が発注した各種委託業務を受注し、又は履行した実績を有し、この委託業務の履行が可能であると認められる者であること。
- (4) 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。

## 3 入札参加資格の確認手続等

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係書類を添えて知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、(1)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

## (1) 入札参加資格確認申請書の提出期間等

## ア 提出期間

平成24年10月19日(金)から同月30日(火)まで(石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

## イ 提出時間

午前9時から午後5時まで

## ウ 提出場所

金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県警察本部庁舎4階 会計課

## エ 提出方法

持参又は郵送により提出すること(郵送の場合は、簡易書留とし、提出期間内必着とする。)

## (2) 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、平成24年10月31日(水)までに入札参加資格確認結果通知書を郵送する等により行う。

## 4 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付

## (1) 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付場所及び問い合わせ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県警察本部庁舎4階 会計課  
電話番号 076-225-0110(内線2213)

## (2) 交付期間

3(1)アの提出期間に同じ

## (3) 交付時間

午前9時から午後5時まで

## 5 入札書の提出場所等

## (1) 入札書の提出場所

4(1)の交付場所に同じ

## (2) 入札書の受領期限

平成24年11月1日(木)正午(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。)

## (3) 開札の日時及び場所

## ア 日時

平成24年11月1日(木)午後1時30分

## イ 場所

金沢市鞍月1丁目1番地

## 石川県警察本部庁舎 2 階 入札室

## 6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 7 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 8 入札に関する注意事項

- (1) 入札に参加する者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札に参加する者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

## 9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札書は、無効とする。

## 10 契約書作成の要否

要

## 11 入札保証金及び契約保証金

免除

## 公 安 委 員 会

## 石川県公安委員会告示第116号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

平成24年10月19日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第4（指定方向外進行禁止）金沢中警察署管内の表17、139の項を次のように改める。

17	市 道 香 林 坊 2 丁 目 線 4 号	金沢市香林坊2丁目3番28号 先	長町川岸方向から香林坊交差点方向への右折	車両	7：30から9：00まで、 17：00から18：30まで (土、日、休日を除く。) 及び15：00から18：30まで (土、日、休日に限る。)
139	市 道 高岡町線10号	金沢市南町4番1号先	長町方向から尾山神社方向への直進及び香林坊方向への右折	車両	7：30から9：00まで、 17：00から18：30まで (土、日、休日を除く。) 及び15：00から18：30まで (土、日、休日に限る。)



別表第13の2 (専用通行帯) 金沢中警察署管内の表に次のように加える。

11	国 道 157 号	金沢市野町 2 丁目 1 番14号先から 金沢市片町 2 丁目22番 1 号先までの野町 広小路交差点から片 町 2 丁目方向に向け、 車道中央線から左側 車線の部分	約 300 メートル	7 : 30から 9 : 00まで、 17 : 00から 18 : 30まで (土、日、休 日を除く。)	道路の左側端から数 えて 1 番目の車両通 行帯をバス専用通行 帯とする。その他の 車線はバス専用通行 帯を通行する自動車 以外の車両通行帯と する。	バス専用通行帯 を通行する車両 は、バス、実車 のタクシー (回 送車を含む。)、 4 人以上乗車の 自動車及び自動 二輪車とする。
----	-----------	--	---------------	---	--	---

別表第13の2 (専用通行帯) 金沢中警察署管内の表 1、3、4、8、9、10の項を次のように改める。

1	県 道 別 所 野 町 線、 主 要 地 方 道 金 沢 鶴 来 線	金沢市寺町 1 丁目14 番14号先から 金沢市寺町 5 丁目 5 番 8 号先までの寺町 1 丁目から寺町 4 丁 目方向に向け、車道 中央線から左側車線 の部分	約 1,280 メートル	7 : 30から 9 : 00まで (土、日、休 日を除く。)	道路の左側端から数 えて 1 番目の車両通 行帯をバス専用通行 帯とする。その他の 車線はバス専用通行 帯を通行する自動車 以外の車両通行帯と する。	バス専用通行帯 を通行する車両 は、バス、実車 のタクシー (回 送車を含む。)、 4 人以上乗車の 自動車及び自動 二輪車とする。
3	主 要 地 方 道 金 沢 湯 涌 福 光 線	金沢市下石引 1 番 1 号先から 金沢市石引 1 丁目13 番26号先までの石引 3 丁目から石引 1 丁 目方向に向け、車道 中央線から左側車線 の部分	約 1,000 メートル	7 : 30から 9 : 00まで (土、日、休 日を除く。)	道路の左側端から数 えて 1 番目の車両通 行帯をバス専用通行 帯とする。その他の 車線はバス専用通行 帯を通行する自動車 以外の車両通行帯と する。	バス専用通行帯 を通行する車両 は、バス、実車 のタクシー (回 送車を含む。)、 4 人以上乗車の 自動車及び自動 二輪車とする。
4	主 要 地 方 道 金 沢 湯 涌 福 光 線	金沢市石引 2 丁目 9 番24号先から 金沢市兼六町 2 番13 号先までの石引 2 丁 目から兼六町方向に 向け、車道中央線か ら左側車線の部分	約 1,780 メートル	7 : 30から 9 : 00まで (土、日、休 日を除く。)	道路の左側端から数 えて 1 番目の車両通 行帯をバス専用通行 帯とする。その他の 車線はバス専用通行 帯を通行する自動車 以外の車両通行帯と する。	バス専用通行帯 を通行する車両 は、バス、実車 のタクシー (回 送車を含む。)、 4 人以上乗車の 自動車及び自動 二輪車とする。
8	国 道 157 号	金沢市泉 3 丁目 3 番 6 号先から 金沢市野町 2 丁目 2 番 1 号先までの有松 交差点から片町方向 に向け、車道中央線 から左側車線の部分	約 1,500 メートル	7 : 30から 9 : 00まで (土、日、休 日を除く。)	道路の左側端から数 えて 1 番目の車両通 行帯をバス専用通行 帯とする。その他の 車線はバス専用通行 帯を通行する自動車 以外の車両通行帯と する。	バス専用通行帯 を通行する車両 は、バス、実車 のタクシー (回 送車を含む。)、 4 人以上乗車の 自動車及び自動 二輪車とする。



9	国 道 157 号	金沢市米泉 1 丁目 70 番地先から 金沢市泉 3 丁目 6 番 30 号先までの横川から有松交差点方向に向け、道路中央分離帯から左側車線の部分	約 1,100 メートル	7 : 30 から 9 : 00 まで (土、日、休日を除く。)	道路の左側端から数えて 1 番目の車両通行帯をバス専用通行帯とする。その他の車線はバス専用通行帯を通行する自動車以外の車両通行帯とする。	バス専用通行帯を通行する車両は、バス、実車のタクシー (回送車を含む。)、4 人以上乗車の自動車及び自動二輪車とする。
10	主 要 地 方 道 金沢湯涌福光線	金沢市小立野 3 丁目 27 番 19 号先から 金沢市小立野 3 丁目 11 番 13 号先までの小立野 3 丁目から石引 1 丁目方向に向け、道路中央分離帯から左側車線の部分	約 600 メートル	7 : 30 から 9 : 00 まで (土、日、休日を除く。)	道路の左側端から数えて 1 番目の車両通行帯をバス専用通行帯とする。その他の車線はバス専用通行帯を通行する自動車以外の車両通行帯とする。	バス専用通行帯を通行する車両は、バス、実車のタクシー (回送車を含む。)、4 人以上乗車の自動車及び自動二輪車とする。

別表第 13 の 2 (専用通行帯) 金沢東警察署管内の表 1、2、3、4、7、8、9 の項を次のように改める。

1	主 要 地 方 道 金沢停車場線	金沢市本町 1 丁目 4 番 20 号先から 金沢市安江町 11 番 13 号先までの白銀交差点から武蔵交差点方向に向け、車道中央線から左側車線の部分	約 280 メートル	7 : 30 から 9 : 00 まで、 17 : 00 から 18 : 30 まで (土、日、休日を除く。)	道路の左側端から数えて 1 番目の車両通行帯をバス専用通行帯とする。その他の車線はバス専用通行帯を通行する自動車以外の車両通行帯とする。	バス専用通行帯を通行する車両は、バス、実車のタクシー (回送車を含む。)、4 人以上乗車の自動車及び自動二輪車とする。
2	国 道 159 号	金沢市袋町 1 番 1 号先から 金沢市尾張町 2 丁目 11 番 22 号先までの武蔵交差点から橋場交差点方向に向け、車道中央線から左側車線の部分	約 590 メートル	7 : 30 から 9 : 00 まで (土、日、休日を除く。)	道路の左側端から数えて 1 番目の車両通行帯をバス専用通行帯とする。その他の車線はバス専用通行帯を通行する自動車以外の車両通行帯とする。	バス専用通行帯を通行する車両は、バス、実車のタクシー (回送車を含む。)、4 人以上乗車の自動車及び自動二輪車とする。
3	国 道 159 号	金沢市尾張町 1 丁目 8 番 10 号先から 金沢市下近江町 68 番地先までの橋場交差点から武蔵交差点方向に向け、車道中央線から左側車線の部分	約 590 メートル	7 : 30 から 9 : 00 まで (土、日、休日を除く。)	道路の左側端から数えて 1 番目の車両通行帯をバス専用通行帯とする。その他の車線はバス専用通行帯を通行する自動車以外の車両通行帯とする。	バス専用通行帯を通行する車両は、バス、実車のタクシー (回送車を含む。)、4 人以上乗車の自動車及び自動二輪車とする。

4	国道 159 号、 国道 359 号	金沢市春日町 4 番 5 号先から 金沢市東山 1 丁目 1 番 2 号先までの春日町から東山方向に向け、車道中央線から左側車線の部分	約 1,420 メートル	7 : 30 から 9 : 00 まで (土、日、休 日を除く。)	道路の左側端から数えて 1 番目の車両通行帯をバス専用通行帯とする。その他の車線はバス専用通行帯を通行する自動車以外の車両通行帯とする。	バス専用通行帯を通行する車両は、バス、実車のタクシー (回送車を含む。)、4 人以上乗車の自動車及び自動二輪車とする。
7	国道 159 号、 国道 359 号	金沢市大手町 426 番地先から 金沢市小金町 150 番地先までの公園下交差点から鳴和方向に向け、車道中央線から左側車線の部分	約 2,300 メートル	7 : 30 から 9 : 00 まで (土、日、休 日を除く。)	道路の左側端から数えて 1 番目の車両通行帯をバス専用通行帯とする。その他の車線はバス専用通行帯を通行する自動車以外の車両通行帯とする。	バス専用通行帯を通行する車両は、バス、実車のタクシー (回送車を含む。)、4 人以上乗車の自動車及び自動二輪車とする。
8	国道 359 号	金沢市小坂町中 106 番地先から 金沢市大樋町 1 番 1 号先までの小坂町から大樋町方向に向け、車道中央線から左側車線の部分	約 600 メートル	7 : 30 から 9 : 00 まで (土、日、休 日を除く。)	道路の左側端から数えて 1 番目の車両通行帯をバス専用通行帯とする。その他の車線はバス専用通行帯を通行する自動車以外の車両通行帯とする。	バス専用通行帯を通行する車両は、バス、実車のタクシー (回送車を含む。)、4 人以上乗車の自動車及び自動二輪車とする。
9	主要地方道 金沢停車場線	金沢市安江町 1 番 10 号先から 金沢市安江町 1 番 1 号先までのむさし西交差点から武蔵交差点方向に向け、道路中央分離帯から左側車線の部分	約 80 メートル	7 : 30 から 9 : 00 まで、 17 : 00 から 18 : 30 まで (土、日、休 日を除く。)	道路の左側端から数えて 3 番目の車両通行帯を右折バス専用通行帯とする。その他の車線は右折バス専用通行帯を通行する自動車以外の車両通行帯とする。	バス専用通行帯を通行する車両は、バス、実車のタクシー (回送車を含む。)、4 人以上乗車の自動車及び自動二輪車とする。

別表第13の2 (専用通行帯) 2以上の警察署管内にまたがるの表1、2、3、5、6の項を次のように改める。

1	国 道 157 号	金沢市下堤町101番地先から 金沢市片町1丁目8番16号先までの下堤町から片町1丁目方向に向け、車道中央線から左側車線の部分	約 1,550 メートル	7 : 30から 9 : 00まで、17 : 00から18 : 30まで (土、日、休日を除く。) 及び15 : 00から18 : 30まで (土、日、休日に限る。)	道路の左側端から数えて1番目の車両通行帯をバス専用通行帯とする。(ただし、金沢市香林坊1丁目2番7号先から金沢市香林坊1丁目1番7号先までの約70メートルは、道路の左側端から数えて2番目の車両通行帯をバス専用通行帯とする。) その他の車線はバス専用通行帯を通行する自動車以外の車両通行帯とする。	バス専用通行帯を通行する車両は、バス、実車のタクシー (回送車を含む。)、4人以上乗車の自動車及び自動二輪車とする。
2	国 道 157 号	金沢市片町2丁目22番1号先から 金沢市武蔵町15番1号先までの片町2丁目から武蔵交差点方向に向け、車道中央線から左側車線の部分	約 1,550 メートル	7 : 30から 9 : 00まで、17 : 00から18 : 30まで (土、日、休日を除く。) 及び15 : 00から18 : 30まで (土、日、休日に限る。)	道路の左側端から数えて1番目の車両通行帯をバス専用通行帯とする。その他の車線はバス専用通行帯を通行する自動車以外の車両通行帯とする。	バス専用通行帯を通行する車両は、バス、実車のタクシー (回送車を含む。)、4人以上乗車の自動車及び自動二輪車とする。
3	国 道 159 号	金沢市橋場町3番12号先から 金沢市兼六元町3番15号先までの橋場交差点から兼六元町方向に向け、車道中央線から左側車線の部分	約 480 メートル	7 : 30から 9 : 00まで (土、日、休日を除く。)	道路の左側端から数えて1番目の車両通行帯をバス専用通行帯とする。その他の車線はバス専用通行帯を通行する自動車以外の車両通行帯とする。	バス専用通行帯を通行する車両は、バス、実車のタクシー (回送車を含む。)、4人以上乗車の自動車及び自動二輪車とする。
5	主 要 地 方 道 金 沢 港 線	金沢市駅西本町6丁目15番8号先から 金沢市本町2丁目1番1号先までの藤江から白銀交差点方向に向け、車道中央線から左側車線の部分	約2,700 (金沢東署 : 約1,670、 金沢西署 : 約1,030) メートル	7 : 30から 9 : 00まで (土、日、休日を除く。)	道路の左側端から数えて1番目の車両通行帯をバス専用通行帯とする。その他の車線はバス専用通行帯を通行する自動車以外の車両通行帯とする。	バス専用通行帯を通行する車両は、バス、実車のタクシー (回送車を含む。)、4人以上乗車の自動車及び自動二輪車とする。

6	主要地方道 金沢美川小松線	金沢市新神田 2 丁目 249番地先から 金沢市白菊町 8 番 5 号先までの新神田 2 丁目から白菊町方向 に向け、車道中央線 から左側車線の部分	約1,600 (金沢中 署：約 1,100、 金沢西署 ：約500) メートル	7：30から 9：00まで (土、日、休 日を除く。)	道路の左側端から数 えて 1 番目の車両通 行帯をバス専用通行 帯とする。その他の 車線はバス専用通行 帯を通行する自動車 以外の車両通行帯と する。	バス専用通行帯 を通行する車両 は、バス、実車 のタクシー (回 送車を含む。)、 4人以上乗車の 自動車及び自動 二輪車とする。
---	------------------	--	---	--------------------------------------	--	--

別表第14 (進路変更禁止及び進行方向別通行区分) 金沢中警察署管内の表18、19の項を次のように改める。

18	主要地方道 金沢小松線	金沢市有松 2 丁目 2 番 3 号先 から 金沢市有松 2 丁目 1 番 29号先 まで (上有松方向から有松交差点 に至る方向)	約 30 メートル	3	7：30から 9：00まで (土、日、休 日を除く。)	道路の左側端から数えて 1 番目の車両通行帯は左 折《バス、タクシー (空 車を除く。)、自動二輪車 及び 4 人以上の乗車の自 動車の直進を除く。》、 2 番目の車両通行帯は直 進、3 番目の車両通行帯 は右折
19	主要地方道 金沢小松線	金沢市有松 2 丁目 2 番 3 号先 から 金沢市有松 2 丁目 1 番 29号先 まで (上有松方向から有松交差点 に至る方向)	約 30 メートル	3	0：00から 7：30まで、 9：00から 24：00まで (土、日、休 日を除く。) 土、日、休日 は終日	道路の左側端から数えて 1 番目の車両通行帯は左 折及び直進、2 番目の車 両通行帯は直進、3 番目 の車両通行帯は右折

別表第14 (進路変更禁止及び進行方向別通行区分) 金沢東警察署管内の表 4、10、11の項を次のように改める。

4	主要地方道 金沢停車場線	金沢市安江町 1 番 1 号先から 金沢市安江町 1 番 10号先まで (むさし西交差点から武蔵交 差点に至る方向)	約 80 メートル	4	終 日	道路の左側端から数えて 1 番目の車両通行帯は左 折及び直進 2 番目の車両 通行帯は直進、3 番目、 4 番目の車両通行帯は右 折
10	市道 1 級幹線 14号元町東山線	金沢市東山 3 丁目 5 番 7 号先 から 金沢市東山 3 丁目 231番地 1 先まで (森山北交差点方向から東山 交差点に至る方向)	約 60 メートル	3	7：30から 9：00まで (土、日、休 日を除く。)	道路の左側端から数えて 1 番目の車両通行帯は左 折、2 番目の車両通行帯 は直進、3 番目の車両通 行帯は右折

11	市道 1 級幹線 14号元町東山線	金沢市東山 3 丁目 5 番 7 号先 から 金沢市東山 3 丁目 231 番地 1 先まで (森山北交差点方向から東山 交差点に至る方向)	約 60 メートル	3	0 : 00から 7 : 30まで、 9 : 00から 24 : 00まで (土、日、休 日を除く。) 土、日、休日 は終日	道路の左側端から数えて 1 番目の車両通行帯は左 折、2 番目の車両通行帯 は直進及び右折、3 番目 の車両通行帯は右折
----	----------------------	---	--------------	---	---	--

別表第17 (停止及び駐車禁止) 金沢中警察署管内の表 1、2、3、6、7、8、11、12の項を次のように改める。

1	国 道 157 号	金沢市米泉町 1 丁目 70 番地先から 金沢市野町 2 丁目 3 番 1 号先までの横川から野 町 2 丁目方向に向け、車道中央線から左側車線 の部分 (ただし、法第44条第 1 項各号に定めるものを 除く。)	約 2,500 メートル		7 : 30から 9 : 00まで (土、日、休 日を除く。)	車両 (ただ し、人の乗 降のための 停車を除 く。)
2	国 道 157 号	金沢市野町 2 丁目 2 番 12 号先から 金沢市野町 2 丁目 1 番 17 号先までの泉町から野 町 2 丁目方向に向け、車道中央線から左側車線 の部分 (ただし、法第44条第 1 項各号に定めるものを 除く。)	約 120 メートル		7 : 30から 9 : 00まで、 17 : 00から 18 : 30まで (土、日、休 日を除く。)	車両 (ただ し、人の乗 降のための 停車を除 く。)
3	国 道 157 号	金沢市野町 2 丁目 1 番 17 号先から 金沢市野町 2 丁目 1 番 1 号先まで (ただし、法第44条第 1 項各号に定めるものを 除く。)	約 200 メートル		7 : 30から 9 : 00まで、 17 : 00から 18 : 30まで (土、日、休 日を除く。)	車両 (ただ し、人の乗 降のための 停車を除 く。)
6	主 要 地 方 道 金沢美川小松線	金沢市白菊町 7 番 5 号地先から 金沢市野町 2 丁目 1 番 20 号先までの白菊町から 野町 2 丁目方向に向け、車道中央線から左側車 線の部分 (ただし、法第44条第 1 項各号に定めるものを 除く。)	約 170 メートル		7 : 30から 9 : 00まで、 17 : 00から 18 : 30まで (土、日、休 日を除く。)	車両 (ただ し、人の乗 降のための 停車を除 く。)
7	県道別所野町線	金沢市野町 1 丁目 2 番 51 号先から 金沢市野町 1 丁目 2 番 43 号先までの寺町 5 丁目 から野町 1 丁目方向に向け、車道中央線から左 側車線の部分 (ただし、法第44条第 1 項各号に定めるものを 除く。)	約 120 メートル		7 : 30から 9 : 00まで、 17 : 00から 18 : 30まで (土、日、休 日を除く。)	車両 (ただ し、人の乗 降のための 停車を除 く。)
8	県道別所野町線	金沢市寺町 1 丁目 14 番 18 号先から 金沢市寺町 5 丁目 5 番 1 号先までの寺町 1 丁目 から寺町 5 丁目方向に向け、車道中央線から左 側車線の部分 (ただし、法第44条第 1 項各号に定めるものを 除く。)	約 1,350 メートル		7 : 30から 9 : 00まで (土、日、休 日を除く。)	車両 (ただ し、人の乗 降のための 停車を除 く。)

11	主 要 地 方 道 金 沢 湯 涌 福 光 線	金 沢 市 下 石 引 町 1 番 1 号 先 から 金 沢 市 石 引 1 丁 目 16 番 40 号 先 ま だ の 石 引 3 丁 目 か ら 石 引 1 丁 目 方 向 に 向 け、車 道 中 央 線 か ら 左 側 車 線 の 部 分 (た だ し、法 第 44 条 第 1 項 各 号 に 定 め る も の を 除 く。)	約 1,100 メートル	7 : 30 から 9 : 00 ま で (土、日、休 日 を 除 く。)	車 両 (た だ し、人 の 乗 降 の た め の 停 車 を 除 く。)
12	主 要 地 方 道 金 沢 湯 涌 福 光 線	金 沢 市 小 立 野 3 丁 目 27 番 23 号 先 から 金 沢 市 兼 六 町 2 番 13 号 先 ま だ の 工 学 部 前 か ら 兼 六 町 方 向 に 向 け、車 道 中 央 線 か ら 左 側 車 線 の 部 分 (た だ し、法 第 44 条 第 1 項 各 号 に 定 め る も の を 除 く。)	約 2,550 メートル	7 : 30 から 9 : 00 ま で (土、日、休 日 を 除 く。)	車 両 (た だ し、人 の 乗 降 の た め の 停 車 を 除 く。)

別表第17 (停止及び駐車禁止) 金沢東警察署管内の表 2、4、5 の項を次のように改める。

2	主 要 地 方 道 金 沢 停 車 場 線	金 沢 市 本 町 1 丁 目 4 番 20 号 先 から 金 沢 市 安 江 町 1 番 10 号 先 ま だ の 白 銀 交 差 点 か ら 武 蔵 交 差 点 方 向 に 向 け、車 道 中 央 線 か ら 左 側 車 線 の 部 分 (た だ し、法 第 44 条 第 1 項 各 号 に 定 め る も の を 除 く。)	約 400 メートル	7 : 30 から 9 : 00 ま で、 17 : 00 から 18 : 30 ま で (土、日、休 日 を 除 く。)	車 両 (た だ し、人 の 乗 降 の た め の 停 車 を 除 く。)
4	国 道 159 号	金 沢 市 小 坂 町 中 106 番 地 先 から 金 沢 市 春 日 町 8 番 8 号 先 ま だ の 小 坂 町 か ら 大 樋 町 方 向 に 向 け、車 道 中 央 線 か ら 左 側 車 線 の 部 分 (た だ し、法 第 44 条 第 1 項 各 号 に 定 め る も の を 除 く。)	約 800 メートル	7 : 30 から 9 : 00 ま で (土、日、休 日 を 除 く。)	車 両 (た だ し、人 の 乗 降 の た め の 停 車 を 除 く。)
5	国 道 159 号、 国 道 359 号	金 沢 市 袋 町 1 番 1 号 先 から 金 沢 市 小 金 町 7 番 20 号 先 ま だ (た だ し、法 第 44 条 第 1 項 各 号 に 定 め る も の を 除 く。)	約 2,450 メートル	7 : 30 から 9 : 00 ま で (土、日、休 日 を 除 く。)	車 両 (た だ し、人 の 乗 降 の た め の 停 車 を 除 く。)

別表第17 (停止及び駐車禁止) 2 以上の警察署管内にまたがる表 2、5、6、8 の項を次のように改める。

2	国 道 159 号	金 沢 市 橋 場 町 3 番 12 号 先 から 金 沢 市 兼 六 元 町 2 番 1 号 先 ま だ (た だ し、法 第 44 条 第 1 項 各 号 に 定 め る も の を 除 く。)	約 620 メートル	7 : 30 から 9 : 00 ま で (土、日、休 日 を 除 く。)	車 両 (た だ し、人 の 乗 降 の た め の 停 車 を 除 く。)
5	国 道 157 号	金 沢 市 片 町 2 丁 目 22 番 1 号 先 から 金 沢 市 武 蔵 町 15 番 1 号 先 ま だ (た だ し、法 第 44 条 第 1 項 各 号 に 定 め る も の を 除 く。)	約 1,550 メートル	7 : 30 から 9 : 00 ま で、17 : 00 から 18 : 30 ま で (土、 日、休 日 を 除 く。) 及 び 15 : 00 から 18 : 30 ま で (土、日、 休 日 に 限 る。)	車 両 (た だ し、人 の 乗 降 の た め の 停 車 を 除 く。)



6	主要地方道 金 沢 港 線	金沢市駅西本町 6 丁目 15 番 8 号先から 金沢市本町 2 丁目 1 番 1 号先までの藤江から白 銀交差点方向に向け、車道中央線から左側車線 の部分 (ただし、法第 44 条第 1 項各号に定めるものを 除く。)	約 2,700 (金沢東 署：約 1,200、 金沢西署 ：約 1,500) メートル	7 : 30 から 9 : 00 まで (土、日、休 日を除く。)	車両 (た だし、人 の乗降 のため の停車 を除く。)
8	主要地方道 金 沢 美 川 小 松 線	金沢市新神田 2 丁目 251 番地先から 金沢市白菊町 8 番 5 号先までの新神田 2 丁目か ら白菊町方向に向け、車道中央線から左側車線 の部分 (ただし、法第 44 条第 1 項各号に定めるものを 除く。)	約 1,670 メートル	7 : 30 から 9 : 00 まで (土、日、休 日を除く。)	車両 (た だし、人 の乗降 のため の停車 を除く。)

別表第 18 の 2 (駐車可の指定) 金沢中警察署管内の表 3、11 の項を次のように改める。

3	市 道 香 林 坊 1 丁 目 線 2 号	金沢市香林坊 1 丁目 1 番 1 号先 (アトリオ裏)	約 35 メートル	終 日	タクシー	平行駐車
11	国 道 157 号	金沢市片町 1 丁目 7 番 18 号先	約 15 メートル	0 : 00 から 7 : 30 ま で、9 : 00 から 17 : 00 まで、18 : 30 から 24 : 00 まで (土、日、 休日を除く。) 及び 0 : 00 から 15 : 00 ま で、18 : 30 から 24 : 00 まで (土、日、休 日に限る。)	タクシー	平行駐車

別表第 13 の 2 (専用通行帯) 金沢中警察署管内の表 7 の項を次のように改める。

7	削	除
---	---	---

別表第 17 (停止及び駐車禁止) 金沢中警察署管内の表 10、14 の項を次のように改める。

10	削	除
14	削	除

別表第 18 の 2 (駐車可の指定) 金沢中警察署管内の表 9 の項を次のように改める。

9	削	除
---	---	---

